

JIS

情報技術－自動認識及びデータ取得技術－ バーコードプリンタ及びバーコードリーダーの 性能評価仕様

JIS X 0527 : 2024
(ISO/IEC 24458 : 2022)
(JSA)

令和 6 年 11 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 島 昭 能	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.3.20 改正：令和 6.11.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.11.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人日本自動認識システム協会

(〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-9-5 FK ビル)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語, 定義及び記号	4
3.1 用語及び定義	4
3.2 記号	6
4 バーコードプリンタ及び消耗品	6
4.1 バーコードプリンタ	6
4.2 消耗品 (受容紙, ラベル及びインクリボン)	19
4.3 試験結果報告書	23
5 バーコードリーダ	24
5.1 一般	24
5.2 性能評価項目及び試験方法	25
5.3 性能のランク付け	37
5.4 試験結果報告書	42
附属書 A (参考) 公称 dpi に応じた標準画像構成要素	43
附属書 B (参考) 読取記録フォーム	47
附属書 C (参考) JIS X 0520:2014 の E.3 の概要	49
附属書 D (参考) 試験結果報告書	50
附属書 E (規定) バーコードリーダ読取性能試験用テストチャート	52
参考文献	54
解 説	55

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0527:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

情報技術—自動認識及びデータ取得技術— バーコードプリンタ及びバーコードリーダの 性能評価仕様

Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Bar code printer and bar code reader performance testing specification

序文

この規格は、2022年に第1版として発行されたISO/IEC 24458を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、バーコードシステムで用いる熱転写式プリンタ（以下、バーコードプリンタという。）、消耗品及びバーコードリーダ（読取方式は、問わない。）の性能評価仕様について規定する。また、評価項目によって、性能のランクも規定する。

この規格は、バーコードシンボルの印刷品質について規定しているJIS X 0520とJIS X 0526とを組み合わせて用い、次の評価試験に適用可能である。

注記 1 この規格は、感熱紙を用いる感熱式プリンタ及び“普通紙又は専用紙”を用いるプリンタ（商用印刷、インクジェット式プリンタ、電子写真式プリンタなど）の評価に引用されることを妨げない。

- バーコードプリンタ（消耗品を含む。）の印字性能
- 受容紙又はラベルの白色度及び平滑度並びにラベルの粘着性
- バーコードが印字された受容紙又はラベルの堅ろう性
- バーコードリーダの読取性能
- バーコードプリンタ及びバーコードリーダの電気特性、機械特性及び環境特性

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 24458:2022, Information technology—Automatic identification and data capture techniques—
Bar code printer and bar code reader performance testing specification (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。